



構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
千葉県、いすみ市
- 2 構造改革特別区域の名称
ブレーメン共生型サービス推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
いすみ市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
(1) 千葉県の健康福祉施策の展開

本県では、「民間と行政が協働した施策の企画及び展開」、「高齢者、子ども、障害者といった対象者別でない横断的な施策の展開」を内容とする「健康福祉千葉方式」により、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会」を目指して、健康福祉施策の展開を図っている。

平成16年4月に公表した「千葉県地域福祉支援計画」の策定にあたっては、公募委員を含めた民間委員が主体の作業部会が計画策定の中核を担い、並行して計画策定に向け多くのタウンミーティングが民間主導で開催され、官民協働で計画策定を行った。その後の「第三次千葉県障害者計画」、「千葉県次世代育成支援行動計画」、「千葉県高齢者保健福祉計画」などの計画はこの手法により策定されたところである。さらに、これらの計画を「絵に描いた餅」にしないという県民の決意のもと、個々の施策や地域社会づくりを住民が主導して考え、実行する「プロジェクト・ブレーメン（参考）」が進行している。

また、平成15年4月から、県内市町村と連携して構造改革特別区域法における規制の特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を導入、平成16年度からは「認知症高齢者グループホームにおける知的障害者の受入」についてモデル事業を実施、平成16年10月には、子ども・高齢者・障害者等対象者にとらわれない福祉の総合相談等について24時間365日体制で応じる「中核地域生活支援センター」を県内14箇所に設置するなど、対象者横断的な施策に取り組んでいる。

参考 「プロジェクト・ブレーメン」とは（「あすのちばを拓く10のちから」より抜粋）

第一楽章

昔々、ある小さな街に年老いたロバが住んでいましたが、高齢のロバはもう役に立たないと捨てられてしまったのです。しかし彼（ロバ）には夢がありました。ブレーメンに行って音楽隊に入ろうという希望があったのです。そこで彼はブレーメンに向かって旅を始めましたが、その途中で怪我をして狩りのできないイヌ、家を持たないネコ、小さなオンドリと出会い、この三匹と一羽が仲間になったのです。彼らには明日の夢と希望があります。現状に諦めることなく、各々の特技を活かしてブレーメンで音楽隊を結成しようと話し合ったのです。

第二楽章

ブレーメンに到着する前、彼らは泥棒たちが本拠としている家を見つけました。人々を苦しめる泥棒を退治するため、オンドリの雄叫びを合図として、ロバは足蹴り、イヌは噛みつき、ネコは引っかき、といったそれぞれが持つ特技を活かして泥棒を追い出したのです。そして彼らは、（なぜブレーメンに行って音楽隊に入ろうという夢を放棄したのか判らないのですが...）その家でみんな楽しくハーモニーを奏でながら、楽しく暮らし続けました。目出度し、愛でたし。

第三楽章

この話は、グリム童話の「ブレーメンの音楽隊」です。ロバとイヌ、ネコとオンドリという体形、性格、特技等が異なる三匹と一羽が同じ夢を希望を抱き、苦難を乗り越えて仲良く暮らすという寓話ですが、そこには、地域社会に住む一人ひとりが、それぞれの能力を活かし、協力して暮らすことができる地域社会を創ろうという考え方につながります。地域社会も同じです。年齢や性別、障害の有無等、地域には様々な人が生活しています。

第四楽章

地域住民一人ひとりの個性とニーズを大切に、地域毎の価値観と文化に眼を向けたとき、ゴールである「新たな地域社会」が見えてきます。一人として同じ人間がいない世の中で、住民一人ひとりがそれぞれの立場や違いに気付き、お互いに配慮しながら支え合うことができるのがブレーメン型地域社会であり、「新たな地域社会」です。千葉県では、この「新たな地域社会」の実現を目指すための分野を越えた民間の方々と行政の具体的協働をプロジェクト・ブレーメンと呼んでいます。

（2）千葉県の障害者施策の展開

本県では、平成18年10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定した。この条例は、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目的としており、差別の多くがそれと気付かずに行われている実態を踏まえ「差別とは何か」を具体的に規定するとともに、個別の事案に即した解決の仕組み、差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、障害者のために積極的な取組をしている方を応援する仕組み等を定めている。

一方、県内市町村と連携して、グループホーム等に対する建設費・運営費補助、グループホーム支援ワーカーの配置やグループホーム等利用者に対する

家賃補助など、障害者の地域における「住まい」に対して支援するとともに、地域活動支援センターや小規模作業所等に対する支援など、「日中活動」「就労」の場の整備を進めている。

(3) ブレーメン共生型サービス推進特区の必要性

本県では、健康福祉施策、特に、障害者施策に力を入れてきたところであるが、障害者の増加に対し、障害者の生活や日中活動を支援する障害福祉サービス資源は十分な状態に至っていない状況である。

千葉県における障害者数及び人口

	身体障害者 (身体障害者手帳 交付者数)	知的障害者 (知的障害者名簿 登載者数)	精神障害者 (精神障害者手帳 交付者数)	人 口 (千葉県毎月常住 人口調査月報)
千葉県	153,208 人	25,429 人	15,473 人	6,084,149 人

(障害者数は平成 19 年 3 月 31 日現在、人口は平成 19 年 4 月 1 日現在)

千葉県における障害福祉サービス事業所数

	指定短期入所 事業所数	指定生活介護 事業所数	指定自立訓練 事業所数	指定児童デイサ ービス事業所数
千葉県	103	16	7	52

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

一方、本県では、平成 15 年から「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を導入し、最終的に 56 市町村中 28 市町村に広がりを見せ、現在も基準該当障害福祉サービス等により事業を継続している。この事業においては、高齢者と障害者の交流によりコミュニケーションが以前より促進されるなど、高齢者、障害者といった対象者ごとのデイサービスにはないメリットが生まれている。

「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会」の実現に向け、サービス資源の不足を解消する一方策として地域に既にある資源を有効活用し、また、対象者横断的な施策の更なる推進を図るため、本規制の特例措置の導入を図るものである。

ただし、県内全域で直ちに本事業を実施することは、事業所等での受入体制がまだ十分整っていないことなどの理由により困難であることから、受入体制が整い本事業の実施に意欲的な事業所が存在するいすみ市を構造改革特別区域とし、この成果を踏まえながら、県内全域で順次、規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

(4) 構造改革特別区域の範囲であるいすみ市の特性

構造改革特別区域の範囲である同市の障害者数と人口は以下のとおりである。

	身体障害者 (身体障害者手帳 交付者数)	知的障害者 (知的障害者名簿 登載者数)	精神障害者 (精神障害者手帳 交付者数)	人 口 (千葉県毎月常住 人口調査月報)
いすみ市	1,756 人	241 人	100 人	41,856 人

(障害者数は平成 19 年 3 月 31 日現在、人口は平成 19 年 4 月 1 日現在)

一方、同市における障害者の生活や日中活動を支援する障害福祉サービス資源の状況は次のとおりであり、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。

	指定短期入所 事業所数	指定生活介護 事業所数	指定自立訓練 事業所数	指定児童デイサ ービス事業所数
いすみ市	2	0	0	0

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

また、同市における小規模多機能型居宅介護事業所については、平成 19 年 4 月 1 日現在、1 事業所を指定しているところである。

こうした状況のなか、同市は、構造改革特別区域法における規制の特例措置であった「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」の認定区域であり、本事業の実施に際してもこの実績を生かすことが可能である。

よって、同市において、当該規制の特例措置を導入し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児(者)を受け入れ、サービス提供していくこととする。

5 構造改革特別区域計画の意義

構造改革特別区域計画の認定により、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用できるようになることから、

- ・障害者がより住み慣れた地域で福祉サービスを利用することが可能となる。
- ・コミュニケーションの促進など対象者横断的なサービスのメリットを、より多くの方が享受できるようになり、対象者横断的な施策の更なる推進が図られる。
- ・これまで「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」や同事業の全国展開後の基準該当障害福祉サービスにより、障害者に対しサービス提供をしてきた指定通所介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行した場合、障害者が当該施設を引き続き利用することが可能となる。

など、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会」の実現に向け、本計画は大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特定事業 9 3 4（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、対象者横断的な施策の更なる推進を図ることで、千葉県が健康福祉施策において掲げる「民間と行政が協働した施策の企画及び展開」、「高齢者、子ども、障害者といった対象者別でない横断的な施策の展開」を内容とする「健康福祉千葉方式」により、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会」の実現を目標とする。

また、障害児（者）へのサービス対象の拡大によって、事業の効率化や経営の安定化にもつながるものであるが、このような地域の福祉ビジネスの拡大を目指し、地域の活性化を図る。

なお、本計画の成果を踏まえ、今後、全県域での導入を目指して、計画区域以外の市町村や事業者と十分調整し、計画区域の拡大を進めていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）経済的効果

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の定員の空きを障害者が利用することから、同事業所の利用率の向上につながり経営の安定をもたらすとともに、効率的で質の高いサービスの提供が可能となる。
- ・高齢者に対しサービスを行っていた事業者が、障害者に対するサービス提供も可能となることから、事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

（2）社会的効果

- ・障害者がより住み慣れた地域で福祉サービスを利用することが可能となるとともに、障害者に対するサービス供給量の増加につながる。
- ・コミュニケーションの促進など対象者横断的なサービスのメリットを、より多くの方が享受できるようになり、対象者横断的な施策の更なる推進が図られる。
- ・これまで、「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」や同事業の全国展開後の基準該当障害福祉サービスにより、障害者にサービス提供を実施してきた指定通所介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行しても、障害者が当該施設を引き続き利用することが可能となる。

8 特定事業の名称

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 一体型デイサービスの推進

平成15年度より開始した「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」や、その後の基準該当障害福祉サービスにより障害者にサービス提供を行っている事業所及び市町村に対して情報提供等の支援を行うとともに、事業者が中心となった一体型ケアの検証に取り組む研究会と連携し、情報発信を行っていく。

(2) 認知症高齢者グループホームにおける知的障害者の受入事業

平成18年11月まで2年間実施してきたモデル事業の検証を行い、共生型グループホームの可能性について検討する。

(3) 中核地域生活支援センター事業

24時間365日体制で高齢者・障害者など対象者横断的に福祉の総合相談等に応じる本事業について、関係機関との連携などにより権利擁護等の機能強化を図るとともに、法定事業である地域包括支援センター等との協働を進める。

(4) グループホーム等に対する支援

グループホーム等に対する建設費・運営費補助の実施や、グループホームへの支援を行うグループホーム等支援ワーカーを「中核地域生活支援センター」等に配置するとともに、収入の少ない者に対する家賃負担の軽減等を図る。

(5) あなたに合わせた支援星の数ほど事業

支援を必要とする人に合わせた公的サービスの対象外や不足分に対応する有償・無償のサービス提供事業所に対して、立上げ資金の補助等を行う。

(6) 「誰にもやさしい」まちづくりを推進する事業

「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施設等のバリアフリー化を推進するとともに、ちばバリアフリーマップの充実等を図る。

(7) 障害のある人に対する差別をなくすための取組

平成18年10月に制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき差別事案の解決をはじめ、障害のある方への理解促進や差別をなくすための広報啓発などの取組を展開する。



別紙

1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称 株式会社アングル

住所 千葉県千葉市中央区問屋町1-35

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称 ゆかり（愉花里）大原

住所 千葉県いすみ市大原8763-1

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

知的障害者施設「ピア宮敷」（社会福祉法人 土穂会）、身体障害者施設「ベテスダホーム」（社会福祉法人 愛の友協会）等の障害児（者）関係施設において、事業実施主体の職員に対し、定期的に研修を行うことなどにより、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識及び技能の修得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

構造改革特別区域の範囲であるいすみ市の障害者数と人口は以下のとおりである。

	身体障害者 (身体障害者手帳 交付者数)	知的障害者 (知的障害者名簿 登載者数)	精神障害者 (精神障害者手帳 交付者数)	人 口 (千葉県毎月常住 人口調査月報)
いすみ 市	1,756 人	241 人	100 人	41,922 人

(障害者数は平成 19 年 3 月 31 日現在、人口は平成 19 年 3 月 1 日現在)

一方、同市における、障害者の生活や日中活動を支援する障害福祉サービス資源の状況は次のとおりであり、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。

	指定短期入所 事業所数	指定生活介護 事業所数	指定自立訓練 事業所数	指定児童デイサ ービス事業所数
いすみ市	2	0	0	0

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

また、同市においては、構造改革特別区域法における規制の特例措置であった「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」の認定区域であり、本事業の実施に際してもこの実績を生かすことが可能である。

したがって、同市において、当該規制の特例措置を導入し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児（者）を受け入れ、サービス提供していくこととする。

(2) 要件適合性を認めた根拠

ゆかり（愉花里）大原

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である 25 人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ 15 人、9 人を超えないこと。

- ・登録定員 25 人
- ・通いサービス利用定員 15 人
- ・宿泊サービス利用定員 5 人

障害児（者）の受け入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3 m²に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・居間及び食堂の合計面積 57.5 m²
- ・基準上の必要面積 45 m² (3 m² × 15 人)

(ウ)一の宿泊室の床面積は、7.43 m²以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43 m²に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ・個室 1室 (床面積：12.51 m²)
- ・個室以外の宿泊室 4室 (床面積合計：31.66 m²)

7.43 m² × (5-1) = 29.72 m²以上の面積を確保。

また、プライバシーを確保するため、2室をそれぞれパーティションで区切り、4室の宿泊室を確保。

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

「通いサービス利用定員 15人の施設」

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	9					1
非常勤(人)	2		1			
常勤換算後の人数(人)	10.4		/		/	
基準上の必要人数(人)	6		1		1	
適否	適		適		適	